

視察等報告書

三次市議会議長 様

報告者 藤岡 一弘

下記の通り、視察が終了したので報告致します。

	会派代表者	掛田 勝彦	経理責任者	増田 誠宏
視察議員	藤岡 一弘			
期間	令和 3年 4月 9日(金)			
視察先	広島県尾道市門田町 22 番 5 号 尾道市総合福祉センター			
視察用務	議会運営の基本や議員の資質向上についての研修			
視察先対応者	自治体議会研究所 代表 高沖 秀宣			
概要 及び 所感	<p>○研修会の内容</p> <p>①議会運営の基本として、議会の役割や機能について</p> <p>②議員の資質向上として、議会改革について</p> <p>○議会運営の基本について</p> <p>二元代表制は、議会議員と行政の長をそれぞれ住民の直接選挙で選ぶ制度である。憲法上、地方公共団体の長と議会の二元主義が採用されていると一般に理解されている。</p> <p>二元代表制における議会の役割をどう捉えるかについて、議会は、首長を支援・支持する役割を地域の住民は期待しているわけではない。このことから、議会は、首長の追認機関ではないと言える。二元代表制の意義は、議会議員と首長とは、立場や役割が異なることが重要ではあるが、何をするための議会なのかを考えた場合、二元代表制は機能しているかを常に意識する必要がある。</p> <p>○ 議会改革について</p> <p>議会改革とは、議会が二元代表制の下で、議会の役割を十分に発揮するために、その機能を強化することである。しかし、自治体議会の多様性を踏まえれば、全ての議会に当てはまるような、議会の活性化に向けた単純な解決策は存在しない。よって、議会の数だけ議会改革の方法があり、自治体議会が自らの特性に応じて、独自の議会改革手法を模索していかなければならない。三重県議会基本条例では、「議会改革推進会議」の設置を規定している。各議会は、常設の議会改革検討組織の設置も考えなければならない。</p> <p>議会改革は、「機関としての議会」による政策過程を活性化させることで、二元代表制における機関対立主義の理念を作動させようとするものであり、分権時代における自治体の意思決定の在り方に対する自治体議会の側からの1つの回</p>			

	<p>答である。</p> <p>○ 研修会への参加に対する所感</p> <p>今回の研修会は新人議員だけでなく、ベテラン議員に対しても、議会運営の基本から議会活動をより活性化するための議会改革の意義について考える会であった。市民の皆様の信任に応え、三次をより発展させるためにも、議会の機能と役割を認識し、有効な議会改革を行っていくべきである。</p>
--	---